

(別紙)

# 答 申

(諮問第45号)

## 個人情報保護審査会の結論

北九州市教育委員会教育長（以下「処分庁」という。）が、本件審査請求の対象となった保有個人情報の訂正請求について不訂正とした決定は妥当である。

## 理 由

### 第1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるといものである。

### 第2 審査請求に至る経緯

1 審査請求人は、平成26年2月5日、北九州市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に対し、保有個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行い、処分庁は、平成26年2月19日に、「法規解釈に関する相談票」（以下「本件対象文書」という。）を含む保有個人情報の一部開示を決定した。

審査請求人は、平成26年5月19日、開示された本件対象文書に記載された保有個人情報に誤りがあるとして、北九州市個人情報保護条例（平成16年北九州市条例第51号。以下「条例」という。）第31条第1項の規定に基づき、教育委員会に対して、別紙訂正請求内容一覧表記載のとおり訂正請求（以下「本件訂正請求」という。）を行った。

2 処分庁は、本件訂正請求に係る保有個人情報について、平成26年7月17日付け北九教生第227号において、別紙訂正請求内容一覧表記載1、3ないし5及び7を訂正し、同2及び6を訂正しない旨の決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

審査請求人は、平成26年7月19日に当該保有個人情報訂正決定通知書を受領した。

3 審査請求人は、平成26年9月16日、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定に基づき、教育委員会に対して審査請求を行った。

### 第3 事案の概要及び争点

#### 1 事案の概要

##### (1) 本件対象文書の概要

本件対象文書は、教育委員会職員が、審査請求人との紛争事案について、市の法務関係を所管する総務企画局総務部文書課（以下「文書課」という。）に相談する際に、事案の概要を説明するために作成した文書である。

##### (2) 前提事実

ア 審査請求人及びその妻は、本件開示請求のほか、複数回の保有個人情報開示請求を行っており、その過程で、審査請求人らと教育委員会との間でなされた電話について教育委員会職員が記録した文書（以下「電話連絡の記事」という。）の開示を受けた。

その際、審査請求人が開示を受けた「電話連絡の記事」には、開示請求者以外の個人に関する情報として不開示とされた部分があった。

また、審査請求人の妻が同じ文書について開示請求した際に開示を受けた「電話連絡の記事」にも、開示請求者以外の個人に関する情報として不開示とされた部分があった。

そして、審査請求人の開示請求において不開示とされ、かつ、審査請求人の妻の開示請求においても不開示とされた部分があった。

当該部分について、処分庁は、審査請求人に関する情報であるとも、審査請求人の妻に関する情報であるとも特定できない情報が記載されていると説明している。

イ 本件処分の決定に際し、処分庁では、教育委員会文書規程において文書主管課長とされている教育委員会事務局総務課長（以下「総務課長」という。）が決裁文書の合議欄に押印した。

#### 2 争点

審査請求人からの審査請求書及び意見書並びに処分庁からの理由説明書等によれば、本件の争点は以下のものと認められる。

- (1) 審査請求人又はその妻がかけた電話の回数（争点1）
- (2) 教育委員会がとるべき措置として審査請求人が申し述べた内容（争点2）
- (3) 本件処分の手続的違法の有無（争点3）

### 第4 審査請求人及び処分庁の主張要旨

審査請求人及び処分庁の主張は、審査請求書、理由説明書、意見書及び口頭意見陳述の内容を要約すれば、おおむね以下のとおりである。

#### 1 争点1

- (1) 審査請求人の主張

審査請求人側からの電話の回数に関して、「電話連絡の記事」中、開示された（黒塗りされていない）部分に記載された審査請求人らの電話回数は、65回ないし66回である。黒塗りされている部分については、教育委員会によってさえも、審査請求人からの電話なのか、その妻からの電話なのかを客観的に確定することができないものである。

にもかかわらず、教育委員会は、その事実を無視して、故意に、当該黒塗りされている部分を、審査請求人又はその家族からのものであると根拠なく恣意的にかつ主観的に特定し、電話の回数の中に含めたものである。

したがって、黒塗りされた部分を含めて算出された「100件を超える電話」は、事実と反する内容虚偽のものである。

## (2) 処分庁の主張

「電話連絡の記事」中の記載は、すべて審査請求人又はその妻に関する記録である。

「電話連絡の記事」の中には、審査請求人かその妻のいずれかからの電話ではあるが、そのいずれからであるかが不明なものがある。その部分については、審査請求人による開示請求においては審査請求人の情報と特定できないため黒塗りされることとなるし、同様に、審査請求人の妻による開示請求においても、同人の情報と特定できないため黒塗りされることとなる。

しかし、当該部分は審査請求人又はその妻のいずれかからの電話であることに違いはないので、審査請求人ら夫婦からの電話件数には当然含めることとなる。

それらを集計すると、審査請求人ら夫婦からの電話件数は100件を超えるものであるから、事実と誤りはない。

## 2 争点2

### (1) 審査請求人の主張

平成23年6月16日に教育委員会職員と面談した際には、審査請求人及びその妻が「本件規則（「北九州市学校施設の開放に関する規則」をいう。以下同じ。）第8条第3項に違反する」と複数回発言している事実が存在しているにもかかわらず、その事実を敢えて無視して、故意に、「本件規則第9条各号の禁止事項に該当する」と認定したものであるから、事実と反する内容虚偽のものである。

### (2) 処分庁の主張

本件規則第8条は、登録団体の代表者に常に施設の善良な管理者としての責任と注意をもって開放施設を利用するよう規定するとともに、同条に違反した場合に登録の取消しをすることができる旨規定している。

一方、同第9条は利用者の具体的な禁止行為を規定しており、同条に違反した場合には同第11条による許可の取消しをすることができる旨規定している。

本件では、審査請求人は、学校施設利用者による騒音という具体的行為を理由として苦情を申し立てており、また、許可の取消し又は一部取消しを主張していたことから、教育委員会としては、審査請求人の申し出を本件規則第9条に係る問題と整理したものである。

### 3 争点3

#### (1) 審査請求人の主張

総務課長は、平成23年当時、処分庁の意を受けて、平成23年6月16日に審査請求人らに対してなされた違法な通告等を主導したと見られる人物である。そのため、同人には、本件処分の決定に当たり、当該通告等が違法になされたことを隠蔽しようとする自らの立場（「自己保身（情報隠蔽）＝私益」の立場）を、公務員本来の立場（「市民全体の奉仕者（事案の真相解明）＝公益」の立場）よりも優先させようとする動機付けが十分に存在していた。

したがって、本件処分には、上記人物を深く関与させ、本件訂正決定の結論に影響を与えさせた点において、その結論に影響を及ぼすべき重要な手続的違法がある。

#### (2) 処分庁の主張

本件処分は、教育委員会文書規程に則って、必要な合議を経て、決裁すべき者の決裁により決定したものである。

総務課長は、平成22年4月1日より総務課長の職にあり、本件処分に当たり教育委員会事務局の文書主管課長として文書規程に則って合議を行ったものであり、本件処分は適正に処理されたものであるから、手続的違法は存在しない。

## 第5 個人情報保護審査会（以下「当審査会」という。）の判断

当審査会は、審査請求の対象となった保有個人情報並びに審査請求人及び処分庁の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

### 1 争点1に対する判断

#### (1) 訂正対象適格

ア 訂正請求については、条例第30条第1項本文において、開示を受けた自己を本人とする保有個人情報について、その内容が事実でないと思料するときに、実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。）を請求することができる」と規定している。

このように、訂正の請求は保有個人情報の「内容が事実でない」場合に認められるものであるから、訂正請求の対象は、客観的に判断できる事項であ

る「事実」に限られ、「評価・判断」に属する事項には及ばないと解されている。

イ 争点1に係る訂正事項は、審査請求人又はその妻が教育委員会に対してかけた電話の回数であるところ、電話の回数は客観的に判断できる事項であるから「事実」に当たり、訂正請求の対象となる。

(2) 訂正の要否

ア 条例第32条は、条例第30条第1項本文を受けて、「実施機関は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。」と規定している。

そこで、審査請求人が訂正を求める内容が「事実でない」と判断できる場合には、「当該訂正請求に理由がある」と認められる。

イ 争点1に係る訂正事項は、審査請求人又はその妻が教育委員会に対してかけた電話の回数である。

これについて、審査請求人は、「電話連絡の記事」中の黒塗りされている部分については、教育委員会によってさえも、審査請求人からの電話なのか、その妻からの電話なのかを客観的に確定することができないものであるから、それらの電話件数を審査請求人又はその妻からの電話件数に含めるべきではないと主張する。

そこで、当審査会において「電話連絡の記事」を見分したところ、当該黒塗り部分を含め、審査請求人又はその妻のいずれかによるものと認められる電話の回数が100回以上であることを確認できた。

したがって、審査請求人が訂正を求める内容が「事実でない」と判断することはできず、「当該訂正請求に理由がある」とは認められないので、処分庁が本件処分において不訂正とした判断は妥当である。

2 争点2に対する判断

(1) 争点2に係る訂正事項は、審査請求人が教育委員会のとるべき措置として本件規則第11条の適用を申し述べた根拠であり、その根拠が「本件規則第9条各号の禁止事項に該当するから」ではなく、「本件規則第8条第3項に違反するから」であるというものである。

(2) ところで、ある事柄が特定の条項に該当する（あるいはそれに違反する）ことは、法的な「評価・判断」に属する事項である。一方、ある事柄が特定の条項に該当する（あるいはそれに違反する）という発言があったことについては、客観的に判断できる事実にあたる。

そこで、争点2に係る訂正事項が訂正請求の対象となり得るかどうかの判断に当たっては、争点2に係る訂正箇所である本件対象文書中の別紙訂正請求一覧表記載6の部分（以下「争点2該当部分」という。）が上記のいずれに当たる

のか、その記載の性質を特定する必要がある。

ア 争点2 該当部分の記載の性質を特定するに当たり、まず、本件対象文書の作成目的を検討すると、本件対象文書は、教育委員会職員が、審査請求人との間の法的紛争への対処方針について、市の法務関係を所管する文書課に相談する際に、相談したい内容を説明するために作成したものである。

その目的からすると、そこには、審査請求人との紛争のポイントであると教育委員会が考えていた事柄が記載されているものと理解できる。

イ 次に、処分庁の主張を見ると、処分庁は、審査請求人が「本件規則第8条第3項に違反する」と発言したこと自体は特に争っておらず、争点2 該当部分の記載は、審査請求人の申出の内容から、当該申出は本件規則第9条に関するものであると整理したというものである。

ウ これらのことからすると、教育委員会職員は、文書課への相談に当たり、審査請求人との間での法的紛争の一つが本件規則第9条に関する問題であると考え、そのポイントについて解決に向けたアドバイスを求めることを目的として、争点2 該当部分を記載したものと理解できる。

エ そうすると、教育委員会職員が審査請求人との間での法的紛争を本件規則第9条に関する問題ととらえたこと自体が正しかったのかどうかは別問題として、争点2 該当部分の記載の性質は、審査請求人が実際に行った発言自体を記載したものではなく、その発言等も踏まえた上で、教育委員会職員が当該紛争のポイントとなる事柄の一つについて特定の条項（本件規則第9条）に該当すると判断している旨を記載したもの、と特定することができる。

(3) 以上から、争点2 該当部分には、上記において特定された記載の性質からすると、教育委員会と審査請求人との間での法的紛争に係る事実関係に対する教育委員会職員の法的な評価が記載されていると考えるのが相当である。

(4) よって、争点2に係る訂正事項は、「評価・判断」に属する事項に当たるため、訂正請求の対象とはならず、処分庁が本件処分において不訂正とした判断は妥当である。

#### 4 争点3に対する判断

審査請求人は、総務課長が私益を優先させようとする動機を有しており、同人による本件処分の決定手続への関与につき、本件処分の結論に影響を及ぼすべき重要な手続的違法があると主張する。

しかし、総務課長は、教育委員会事務局の文書主管課長として合議を行ったもので、これは教育委員会文書規程に則って処理されたものである。

また、動機の有無が決裁の判断に直結するものとはいえ、本件処分の結論に影響を及ぼすべき手続がなされたとも認められない。

さらに、文書主管課長の合議の段階で決定内容の変更がなされるなど、実際に同課長の独自の判断が加えられた形跡も見受けられない。

したがって、本件処分において、結論に影響を及ぼすべき重要な手続的違法があったとは認められない。

## 5 結論

以上のことから、当審査会は、処分庁が本件処分において不訂正と決定した保有個人情報について、冒頭の「個人情報保護審査会の結論」のとおり判断した。

### 北九州市個人情報保護審査会

会 長	河 原 一 雅
委 員	原 田 美 穂
委 員	櫻 井 弘 晃
委 員	日 高 京 子
委 員	松 木 摩 耶 子

## 訂正請求内容一覧表

	訂正の対象	訂正を求める内容
1	教育委員会として、周辺住民との摩擦を解消するため、防球ネットの設置やスピーカの方向変更、倉庫の移設のほか、利用者側も練習場所の移設など、できる限りの対応はしてきたが	教育委員会として、周辺住民との摩擦を解消するため、利用団体への指導、防球ネットの設置やスピーカの方向変更、倉庫の移設のほか、利用者側も練習場所の移設など、できる限りの対応はしてきたが
2	平成23年4月以降、100件を超える長時間電話等がある。	平成23年4月以降、60件を超える長時間電話等がある。
3	70デジベルを超える時がある。	70～80デジベルの音が多い。
4	要望として運動場からの音や視界を遮る高い防音壁を立ててもらいたい。	究極の目標は防音壁の設置だが、1,000万円以上かかり高いので無理であろう。
5	野球チームの排除	登録の全部取り消しというドラステックなことまでは言わないが「うるさいことやるな」とかの条件を付ける許可の部分的取り消し
6	同規則第9条各号の禁止事項に該当することから、第11条で許可を取り消すべきである。また全面取り消しができなくとも、一部許可の取り消しができるのではないか。	同規則第8条3項に違反することから、第11条で、うるさい練習は禁止しますとかの一部許可の取り消し、一部禁止ができるのではないか。
7	全面取り消し、または一部取り消しの可否について、文書課の法的解釈を	一部取り消しの可否について、文書課の法的解釈を